もりしんで年金をお受け取りの方のための
「特別金利優遇定期積金」です!

ねんきん積金

寿(ことぶき)つみきん

スーパー積金店頭表示金利 +0.1%

ご契約期間	●1年(6回掛込) ●2年(12回掛込)●3年(18回掛込) ●4年(24回掛込)●5年(30回掛込)
掛込金額・単位	●掛込金額／10,000円以上●掛込単位／1,000円単位
ご利用いただける方	●当金庫にて公的年金をお受け取りいただいている方 ●当金庫にて新たに公的年金をお受け取りいただく方
適用金利	預入時のスーパー積金店頭表示金利+0.1%を 約定利率として満期まで適用します。
ご注意	●満期日前に解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。 ●お預け入れは年金受取口座のある営業店で承ります。

●店頭に商品説明書をご用意しておりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

もっともっと、「しんきん感」向上宣言!
杜の都信用金庫

2023年4月3日現在

ねんきん積金　『寿（ことぶき）　つみきん』(1／2)

平成２６年３月３日現在

１．預金の種類 商品名	ねんきん積金（寿（ことぶき）つみきん）
２．販売対象	(1) 当金庫で年金をお受取りの方 (2) 新たに当金庫で年金のお受取りを始める方
３．契約期間	・1 年(6 回掛込) ・2 年(12 回掛込)・3 年(18 回掛込) ・4 年(24 回掛込)・5 年(30 回掛込)
４．払　　込	(1) 払込方法 年金受給指定口座からの自動振替扱いとします。 2 ヶ月毎の払込とし、契約月及び掛込日は原則、偶数月（年金振込月）の 15 日とします。(年金振込日の 15 日が休日の場合、積金の自動振替は翌営業日となります。) (2) 掛込金額 10,000 円以上 (3) 掛込単位 1,000 円単位
５．支払方法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
８．利　息 （給付補填金）	(1) 適用金利 固定金利 契約時のスーパー積金店頭表示金利に０．１%上乗せし、満期日まで適用します。 (2) 給付補填金の支払方法 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 給付補填金は付利単位を 1 円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
７．税　　金	給付補填金には 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。(マル優はご利用できません。) ※平成４９年１２月３１日までの間にお受取りになる利息(給付補填金)には、「復興特別所得税」（0.315%）が追加課税されます。
８．手数料	――――――
９．付加できる 特約事項	(1)「総合口座」の担保とすることはできません。 (2) 満期特約の利用により、満期日に証書・通帳および払戻請求書なしでお支払いし定期預金等へ全額入金することができます。
10．中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、次の①②の期限前解約利率（小数点第 3 位以下切捨て）により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。）
11．金利情報の 入手方法	金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12．リスクに関する 重要事項	預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険制度により預金者１人あたり元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。 当金庫に決済用預金（当座預金・無利息型普通預金等）以外の預金が複数ある場合は、それらの預金元本を合算して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。

杜の都信用金庫

13. 苦情処理措置・紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室（８時３０分～１７時、電話：０２２－２２２－８０７６）にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。
14. その他参考となるべき事項	(1) 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 (2) 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。